

斑 鳩 町
公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画
【改訂版】

令和5年4月改訂

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 背景	1
2. 目的	1
3. 計画期間	2
第2章 本町の概況	3
1. 地勢	3
2. 都市構造とまちづくりの方向性	4
3. 人口推移と今後の見通し	5
4. 財政状況	8
第3章 公共施設等に関する現状と課題	13
1. 公共施設の概況（総務省等公表資料に基づく他町比較）	13
2. 公共施設等の現状（本町の状況）	14
第4章 本町の公共施設等を取り巻く課題	31
第5章 公共施設等の管理に関する基本原則	32
第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
1. 点検、診断等の実施方針	33
2. 維持管理、修繕、更新等の実施方針	33
3. 安全確保の実施方針	33
4. 耐震化の実施方針	33
5. 長寿命化の実施方針	34
6. ユニバーサルデザイン化の推進方針	34
7. 統合や廃止の推進方針	34
8. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	34
9. 脱炭素化の推進方針	34
第7章 PDCAサイクルの実施方針	35

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景

本町は、昭和22年(1947年)2月に奈良県で最初の町村合併により、龍田町、法隆寺村、富郷村の1町2村が合併して斑鳩町が誕生しました。

昭和30年代の後半から新しい住宅づくりによって急激な都市化がすすみ、多くの住民が新しく移り住み、その後、高度経済成長を経て、多様化する町民サービスの向上を図るため、さまざまな公共施設を整備してきました。

そして、過去に整備してきた公共施設等の多くは、今後、建設から相当の年数が経過し、老朽化による改修や建替えが必要となることが見込まれています。

さらに、今後は、さらなる人口減少や少子高齢化がすすむことが予想され、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少は避けられない状況にあり、全ての公共施設について維持管理や更新等に十分な予算を確保し、安心して施設を利用していただくことが困難になる可能性もあります。

このことから、昨今の地震をはじめとする自然災害への不安の高まりや人口減少による利用需要の変化など、時代とともに変化する町民のニーズを的確に捉えた公共施設等のあり方を検討する必要があります。

上記のような背景を踏まえ、公共施設等の全体像を把握し、そこで浮き彫りとなった公共施設等を取り巻く課題や今後も続く厳しい財政状況の中で、長期的な視点を持って、次世代が安心して暮らしていける公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することが求められています。

2. 目的

上記の背景を踏まえると、町民の皆さまに安全・安心に公共施設等を利用していただけよう適切な維持管理を推進していくことを基本に、現在および予想される将来の本町を取り巻くさまざまな状況を見据えながら、次世代に公共施設等を引き継いでいくことが必要とされています。

ただ、全ての公共施設について今後もそのまま維持し続けることは困難であることから、既存の公共施設をいかに有効に活用できるか、また地域にどのような公共施設が必要であるか、さらには道路や水道などのインフラも対象とした公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う基本的な方針を定めた本計画を策定することとします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年度（2046 年度）までの 30 年間とします。

【参考：公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

平成26年4月22日総務大臣通知（総財務第74号）

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

第2章 本町の概況

1. 地勢

本町は、奈良県の北西部に位置し、行政区域は南北 6.4km、東西 4.4km、面積 14.27km の町で、奈良市へは約 15km、大阪市へは約 25km の距離にあります。

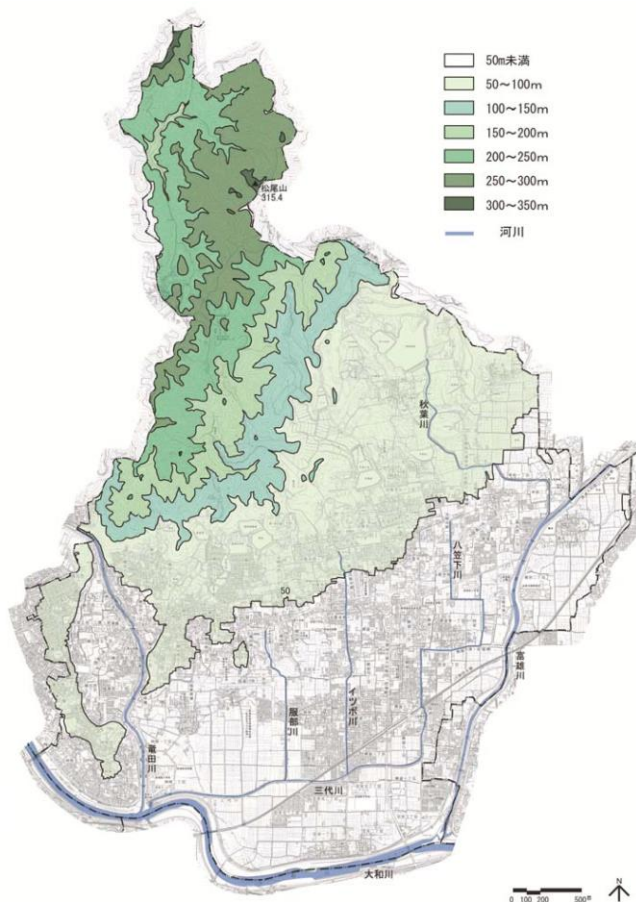
(1) 地形的条件

本町は、南部の大部分は平地であり、北部は丘陵となっています。南部の平地は、奈良盆地の西北端にあたる一部であり、東西・南北それぞれに約3kmに渡って広がる低平な地形であります。北部の丘陵は、生駒山地の一部を成す矢田丘陵の南端部にあたり、本町最高の松尾山（標高約315m）を有する海拔200～300mの丘陵です。

(2) 交通条件

奈良市、大阪市とは法隆寺駅からJR関西本線によって結ばれています。

また、本町の南側には、大和川をへだてて西名阪自動車道の法隆寺インターチェンジにより広域で結ばれています。



(出所：「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」)

2. 都市構造とまちづくりの方向性

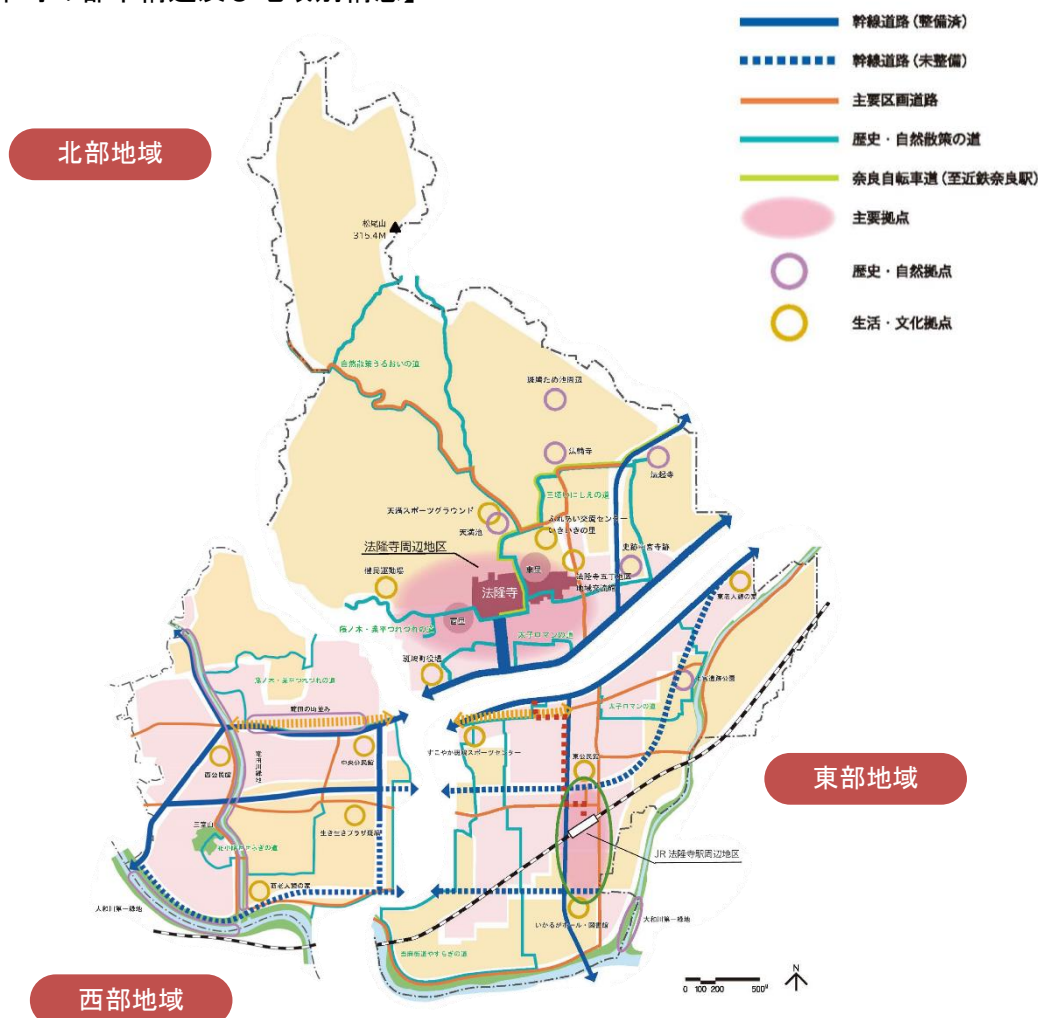
第5次斑鳩町総合計画（令和3（2021）～令和12（2030）年度）では、まちの将来像（まちづくりのテーマ）を『「和」で紡ぎ、未来へ歩む 私たちの斑鳩』とし、その実現に向けたまちづくりの基本的考え方として以下のことを掲げています。

- ①安心・安全、快適にらせるまちを創ります
- ②子どもから高齢者まで笑顔が輝くまちを創ります
- ③歴史文化資源を生かし、活力とにぎわいのあるまちを創ります

また、「斑鳩町都市計画マスタープラン」では、都市づくりの目標として、①自然と共に生きる安全・安心で環境にやさしいまち、②斑鳩らしい景観とコンパクトで質の高い都市機能を備えたまち、③悠久の歴史と文化を守り、魅力に満ちた活力あるまちを掲げています。

本計画では、本町の一体的な発展を促進するこれらの計画と整合性を図ります。

【本町の都市構造及び地域別構想】



（出所：「斑鳩町都市計画マスタープラン」）

3. 人口推移と今後の見通し

(1) 人口推移と今後の見通し

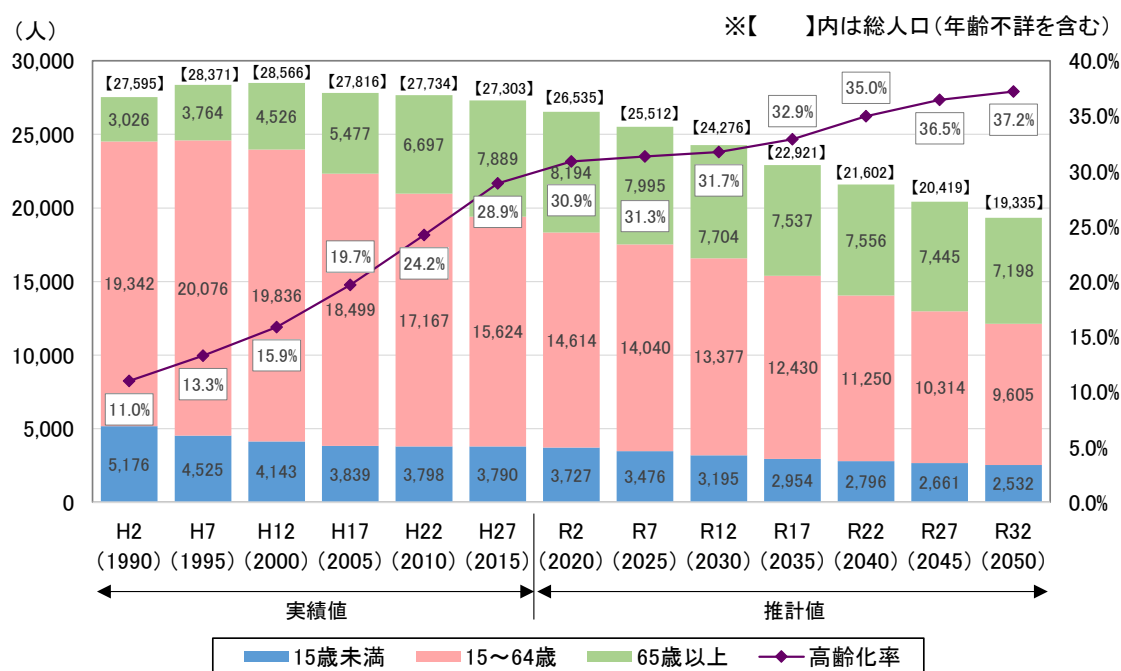
本町における平成2年(1990年)以降の人口推移を見ると、平成12年(2000年)の28,566人をピークに減少傾向にあり、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)(推計値)にかけて、人口は2,031人(7.1%)減少しています。

人口構成を見ると、15歳未満人口の減少、65歳以上人口の増加が顕著であり少子高齢化が進んでいます。令和2年(2020年)時点で15歳未満の割合は14.0%、15～64歳の割合は55.1%、65歳以上の割合は30.9%となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という)による将来人口の推計では、総人口はさらに減少傾向が続き、令和32年(2050年)には19,335人と2万人を下回ると予測されています。

人口構成を見ると、令和32年(2050年)には15歳未満人口の割合は13.1%、15～64歳人口の割合は49.7%にまで減少し、65歳以上の割合は37.2%まで上昇すると予測されています。

【人口推移と将来人口の推計】

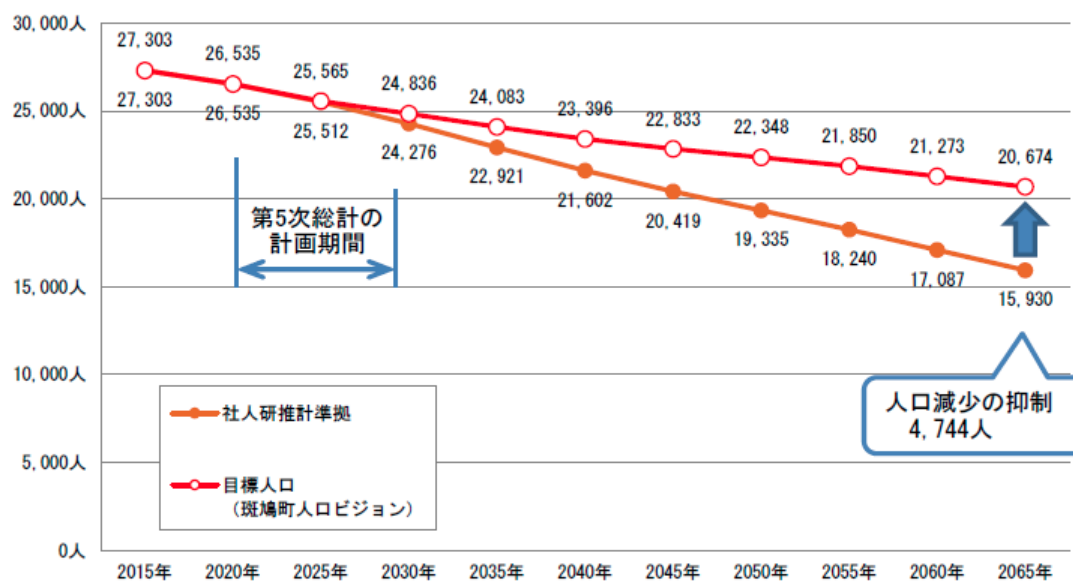


(出所:「斑鳩町統計資料」、「第2期斑鳩町人口ビジョン」より作成)

（２）第５次斑鳩町総合計画における将来展望人口

第５次斑鳩町総合計画では、計画期間最終年である令和12年（2030年）において、社人研推計が24,276人であるのに対して、様々な施策の実施により人口減少に歯止めをかけることで、24,800人をめざすこととしています。

【斑鳩町の人口の長期的な見通し】

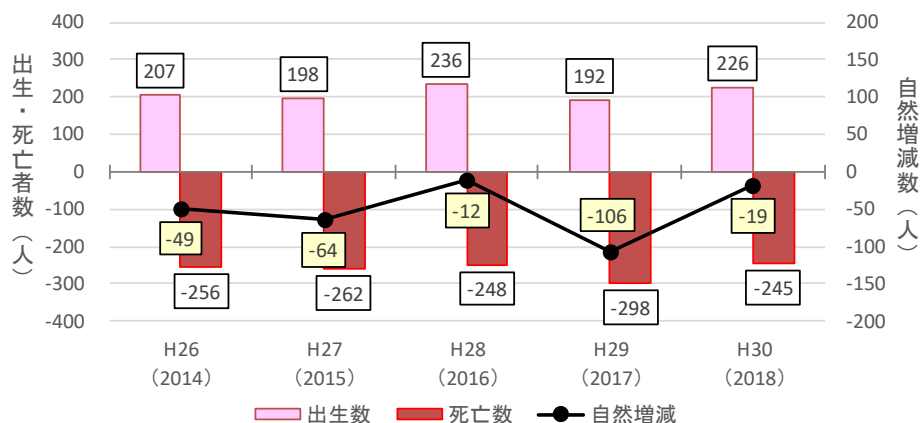


（出所：「第５次斑鳩町総合計画」）

(3) 人口の自然動態

平成26年（2014年）～30年（2018年）の5年間の出生・死亡者数を見ると、出生数は200人前後、死亡数は250～300人程度を推移し、自然増減数としては自然減が続いており、平成30年（2018年）には19人の自然減となっています。

【出生・死亡者数の推移】

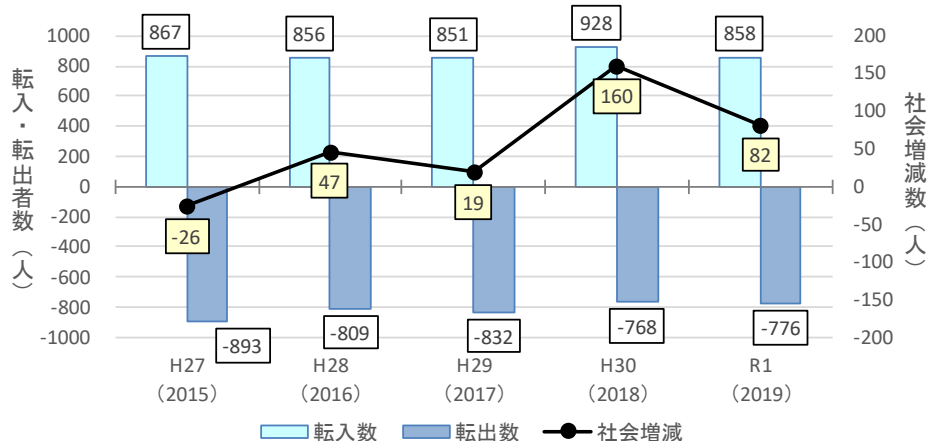


(出所：「人口動態統計」)

(4) 人口の社会動態

平成27年（2015年）～令和元年（2019年）の5年間の転入・転出者数を見ると、転入者数、転出者数ともに増減を繰り返しており、社会増減数としては平成28年（2016年）以降社会増が続き、令和元年（2019年）には82人の社会増となっています。

【転入・転出者数の推移】



(出所：「住民基本台帳人口移動報告」)

4. 財政状況

(1) 歳入の推移

令和元年度（2019年度）における歳入総額は94億4,400万円と、平成18年度（2006年度）と比較して2億3,500万円増加しています。平成18年度（2006年度）以降の推移を見ると、平成23年度（2011年度）までは減少傾向で、その後は、増加傾向であるといえます。

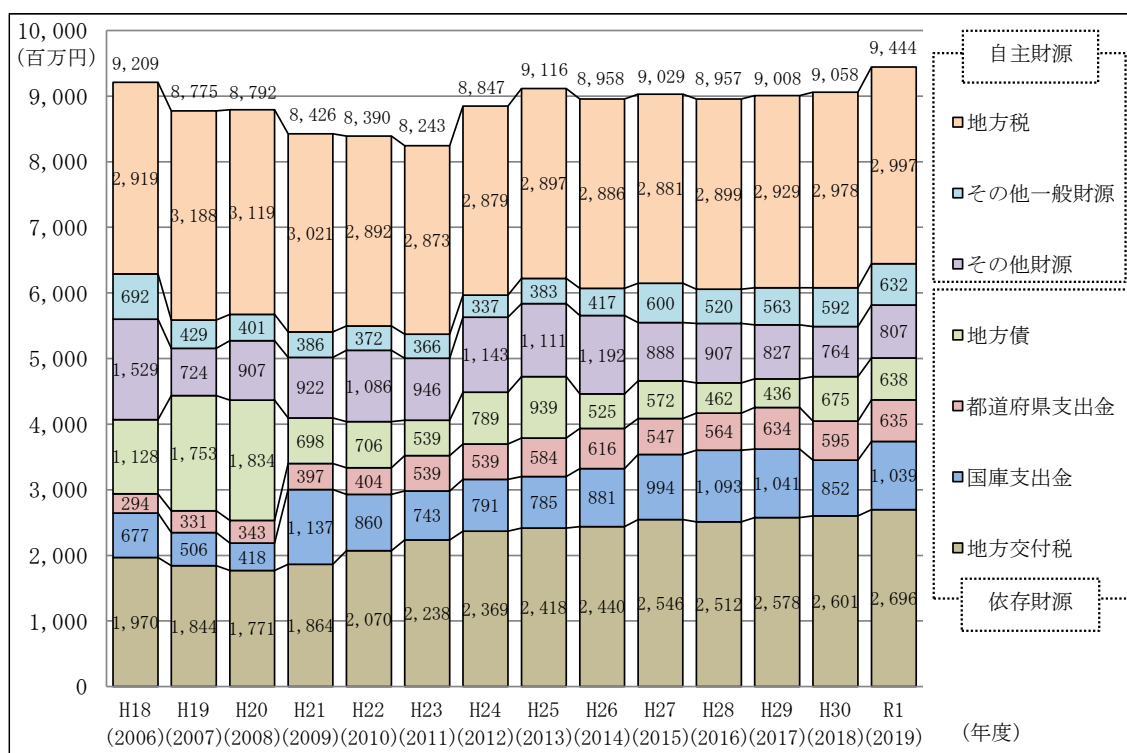
今後は人口減少等の影響により地方税の減少が見込まれるため、本町の歳入は現在より減少することが見込まれます。

歳入の内訳を財源別に見ると、町が国等に依存せず自己で調達する自主財源は、令和元年度（2019年度）は44億3,600万円であり、平成19年度（2007年度）から、ほぼ横ばいに推移しています。

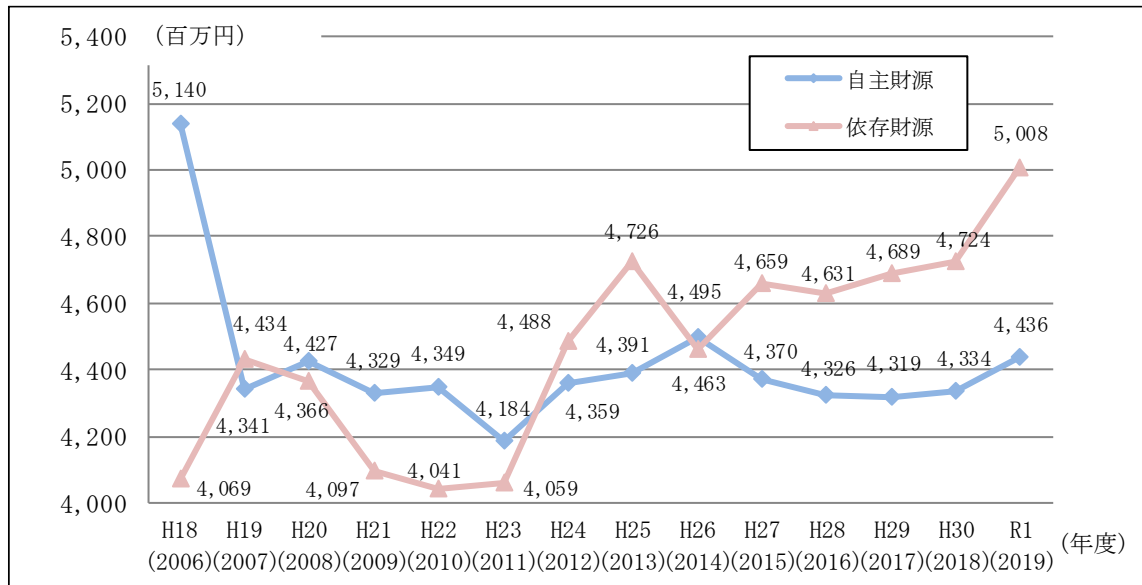
一方、依存財源である地方交付税は、令和元年度（2019年度）は26億9,600万円であり、平成18年度（2006年度）と比較して、7億2,600万円増加しています。しかし、依存財源も、国や県に依存して変動しやすいものです。

今後、少子高齢化がすすむ中で、主たる納税者である生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、税収の増加は期待できない状況です。

【歳入の推移】



【自主財源と依存財源の推移】



(2) 歳出の推移

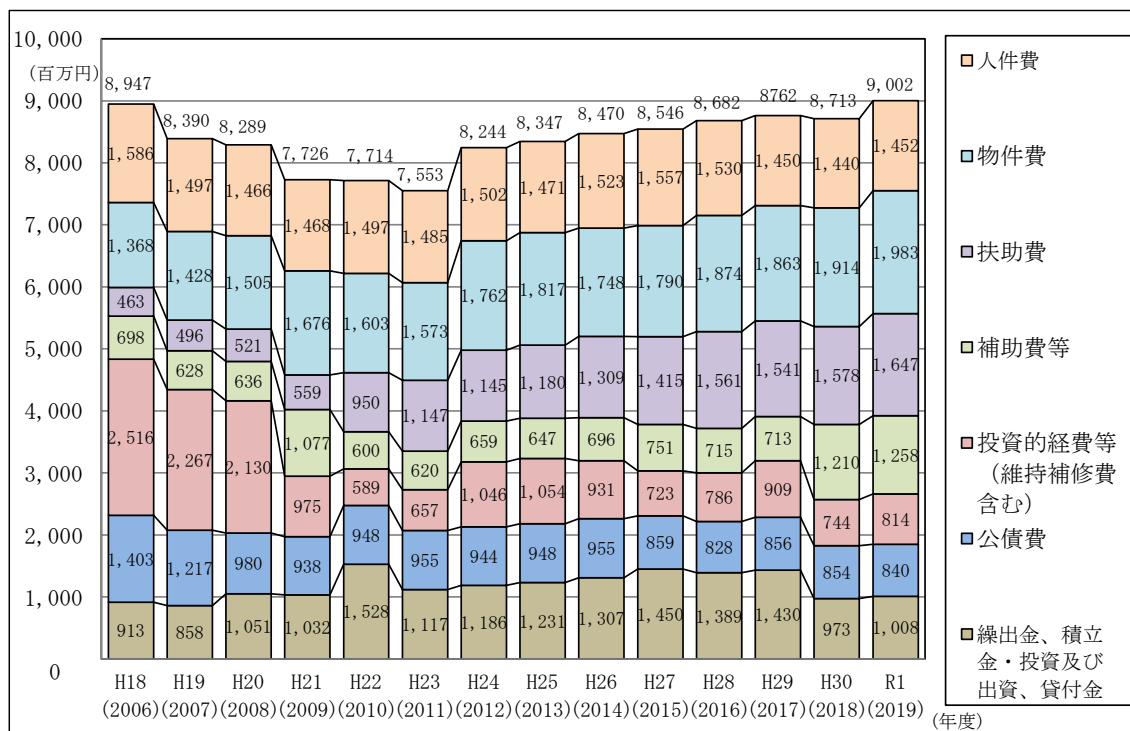
本町の令和元年度（2019年度）の歳出総額は 90億200万円と、平成18年度（2006年度）と比較して、5,500万円増加しています。平成18年度（2006年度）以降の推移を見ると、平成23年度（2011年度）までは減少傾向で、その後は、増加傾向であるといえます。

歳出の内訳をみると投資的経費を抑制している一方で、高齢化の進展等により扶助費が増大しています。人件費の構成割合は、平成18年度（2006年度）は約17.7%で、令和元年度（2019年度）は約16.1%であり、微減しています。また、公債費の構成割合は、平成18年度（2006年度）は約15.7%でしたが、償還完了や新たな借入れの抑制等により令和元年度（2019年度）には約9.3%まで低下しました。

一方、扶助費の構成割合は、平成18年度（2006年度）は約5.2%でしたが、令和元年度（2019年度）には約18.3%まで上昇しました。今後も高齢化の進行等により扶助費の構成割合は上昇していくことが見込まれます。

このように、増大する扶助費の財源を投資的経費や公債費等の縮減により確保している状況であり、このままでは将来、公共施設等の更新需要が到来する時期に投資的経費の財源確保が難しくなるため、これまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営が求められます。

【歳出の推移】



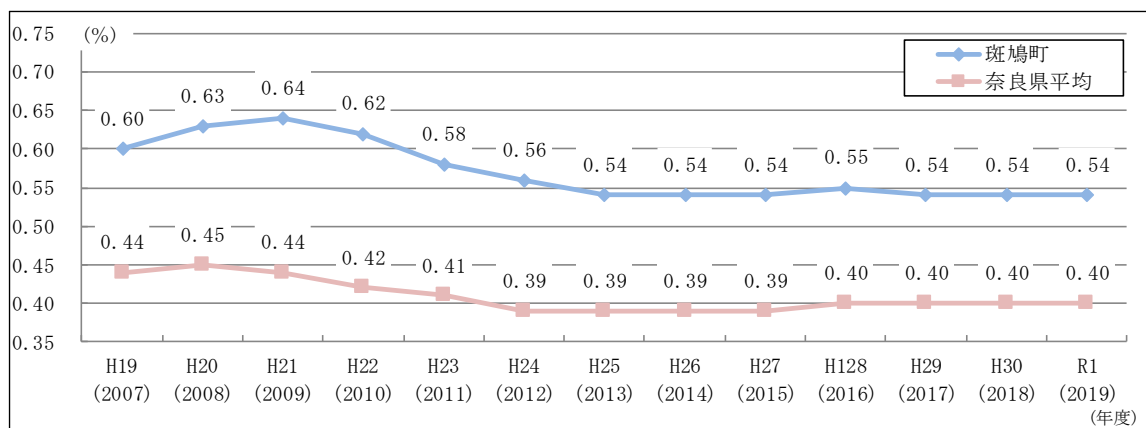
(3) 主要財政指標の推移

①財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、税収等の自主財源が多いことを表し、1を超えると地方交付税が交付されなくなります。

本町の財政力指数は、令和元年度（2019年度）では0.54と県内平均の0.40を上回っています。

【財政力指数の推移】

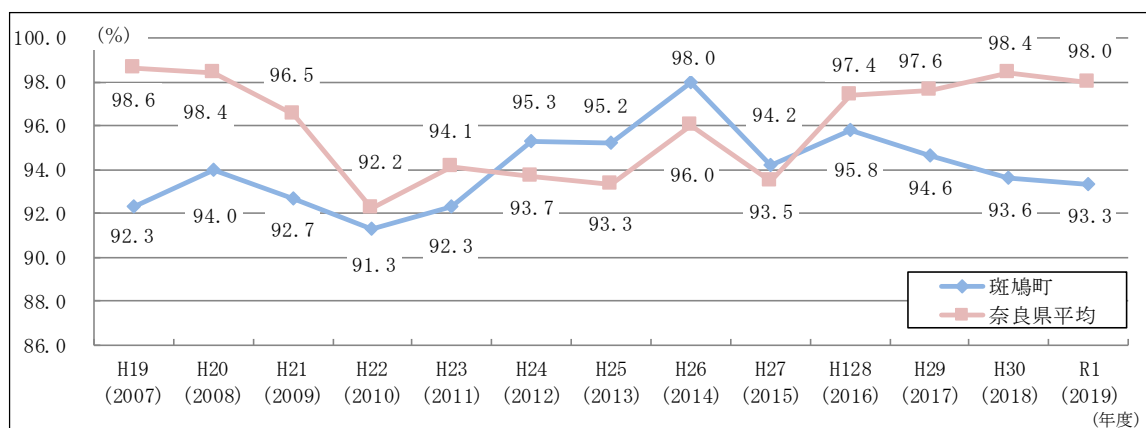


②経常収支比率

経常収支比率は、地方税、普通交付税などのように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものの占める割合です。この数値が高いほど、財政が硬直化している状況を表します。

本町の経常収支比率は、令和元年度（2019年度）では93.3%と県内平均の98.0%を下回っています。

【経常収支比率の推移】

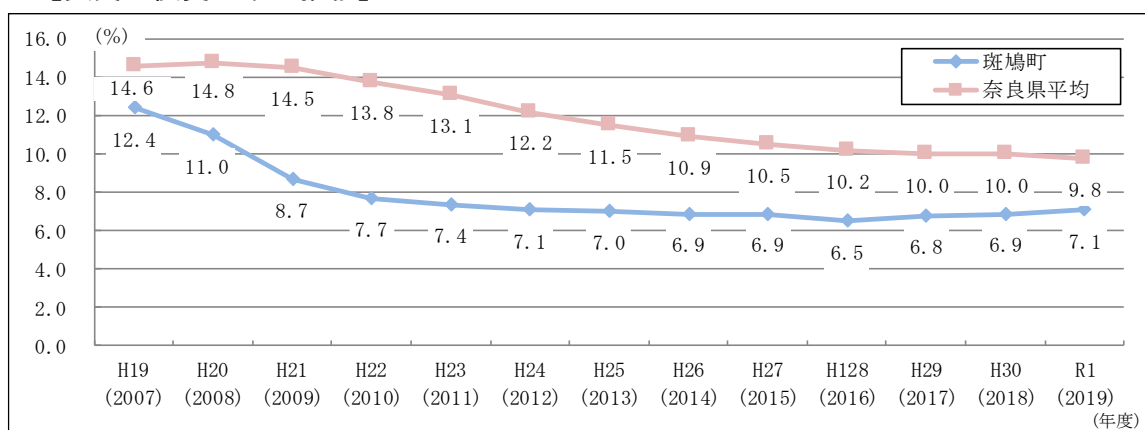


③実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が税金で負担する地方債の元利返済度の大きさを比率で表す指標です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」における早期健全化基準は25%、財政再生基準については35%とされており、これらの比率以上になると、地方債の発行に当たり、一定の制約が課されることとなります。

本町の実質公債費比率は、令和元年度（2019年度）では7.1%と県内平均の9.8%を下回っています。

【実質公債費比率の推移】

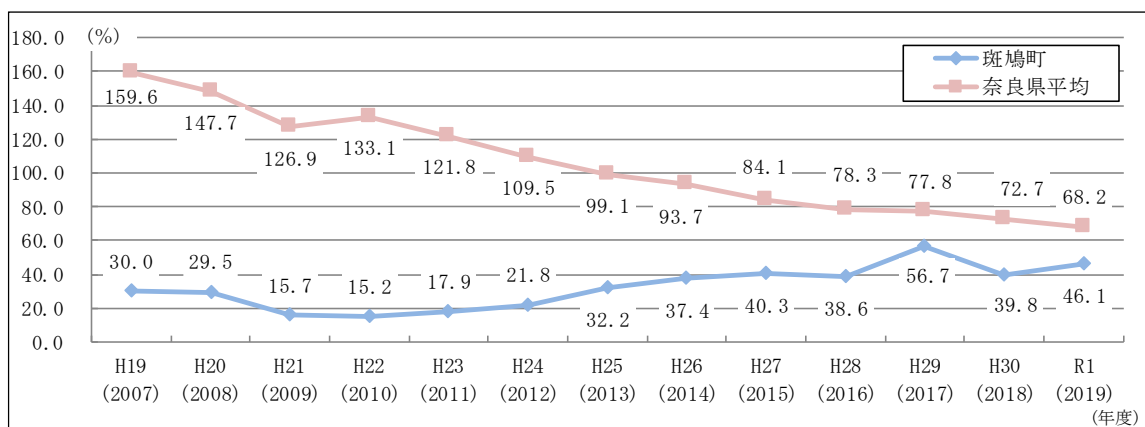


④将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来税金で負担すべき実質的な負債の大きさを比率で表す指標です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村（政令指定都市は除く。）は350%とされており、この比率以上になると、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなります。

本町の将来負担比率は、令和元年度（2019年度）では46.1%と県内平均の68.2%を下回っています。

【将来負担比率の推移】



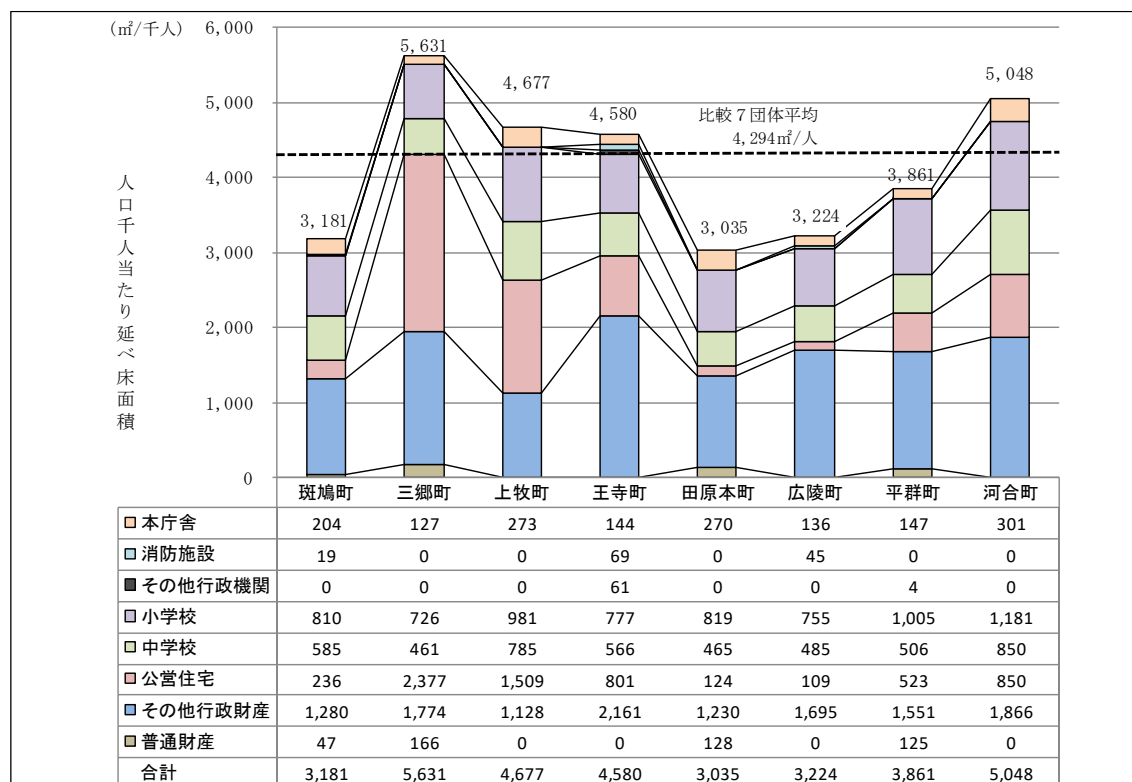
第3章 公共施設等に関する現状と課題

1. 公共施設の概況（総務省等公表資料に基づく他町比較）

（1）公共施設の状況に関する他団体比較

本町の公共施設の保有面積について、総務省等公表資料（公共施設状況調）をもとに県内他町と比較しました。

【公共施設面積 他町比較】



（出所：「平成30年度公共施設状況調経年比較表」（総務省）、各町住民基本台帳（平成30年1月1日時点）より作成）

本町の人口千人当たり公共施設保有量（3,181㎡/千人）¹は、近隣町平均（約4,294㎡/千人）と比較すると、低くなっています。

施設用途別に見ると、中学校の面積が比較的大きいですが、合計施設保有量は田原本町に次いで2番目に少ない状況です。

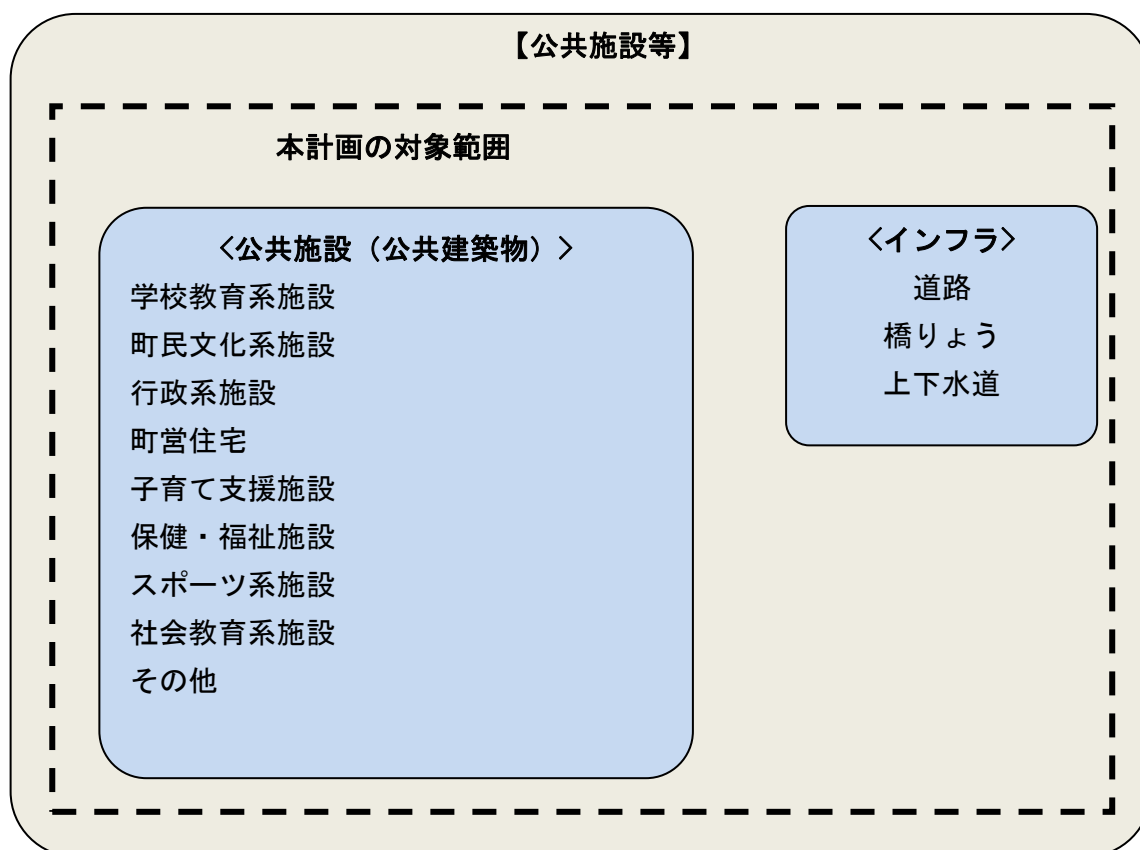
¹ 本町の各種数値は次節以降で対象としている公共施設（P16～P18）と対象となる面積が異なることなどから次節以降に記載する延べ床面積とは一致しません。

2. 公共施設等の現状（本町の状況）

（１）対象とする公共施設等

本町では、町民文化系施設、スポーツ系施設、学校教育系施設、行政系施設など、広く町民に利用される公共施設を保有しています。

本計画において対象とする公共施設等は、道路・橋りょう・上下水道の公共インフラを含む公共施設（公共建築物）等とします。



(2) 公共施設の類型別公共施設の保有状況

本計画が対象とする施設は55施設、面積（総延べ床面積）は90,978㎡です。

計画策定当初（平成29年3月）からは、産業系施設の観光会館（1施設）と行政系施設の衛生処理場の焼却棟（1,315㎡）が除却となっています。また、行政系施設の衛生処理場内にごみ分別体験ステーション（204㎡）が新設されています。

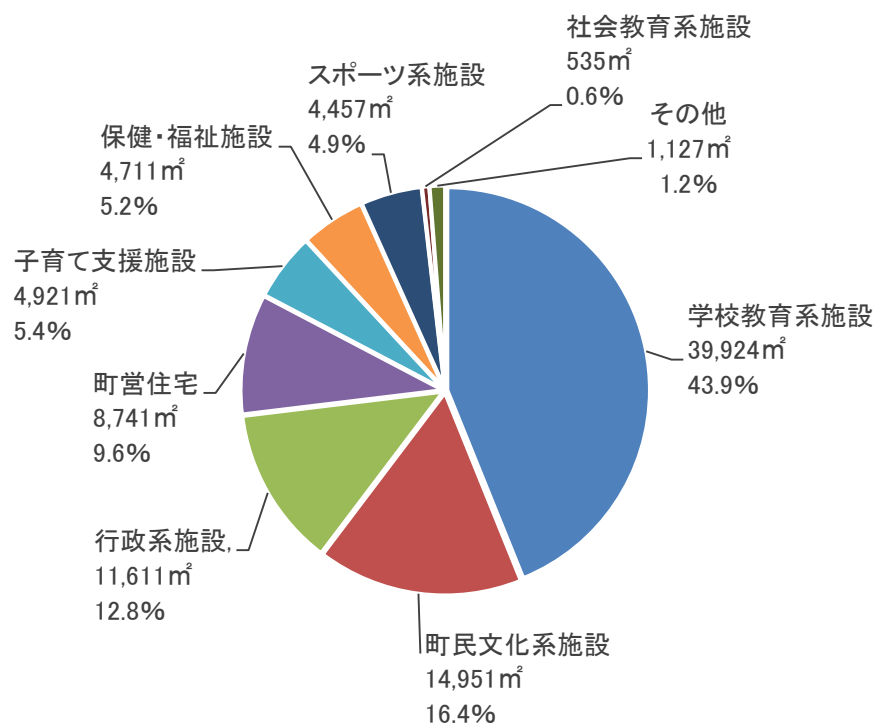
類型別施設の延べ床面積では、学校教育系施設が最も多く、次いで町民文化系施設、行政系施設となっています。

【類型別公共施設の保有状況】

（単位：施設数は箇所、延べ床面積は㎡）

No.	分類	延べ床面積	構成比	施設数	構成比
1	学校教育系施設	39,924	43.9%	8	14.6%
2	町民文化系施設	14,951	16.4%	17	30.9%
3	行政系施設	11,611	12.8%	12	21.8%
4	町営住宅	8,741	9.6%	6	10.9%
5	子育て支援施設	4,921	5.4%	5	9.1%
6	保健・福祉施設	4,711	5.2%	3	5.5%
7	スポーツ系施設	4,457	4.9%	2	3.6%
8	社会教育系施設	535	0.6%	1	1.8%
9	その他	1,127	1.2%	1	1.8%
合計		90,978	100.0%	55	100.0%

【類型別公共施設の保有割合（延べ床面積）】



《対象施設一覧》

※建築物が複数ある場合、「竣工」はそのうち代表的な建築物のもの（当該施設の主要用途として活用している建築物のうち、最も延べ床面積が大きいもの）

【1. 学校教育系施設】（8 施設）

分類	施設名	地区	延べ床 面積 (㎡)	竣工	耐震補強
学校	斑鳩小学校	法隆寺南	8,179	昭和 55 年度	実施済
	斑鳩西小学校	神南	6,654	昭和 51 年度	実施済
	斑鳩東小学校	法隆寺南	8,016	昭和 55 年度	実施済
	斑鳩中学校	龍田北	8,179	昭和 46 年度	実施済
	斑鳩南中学校	目安	8,253	昭和 58 年度	不要
	斑鳩西学童保育室	神南	114	平成 11 年度	不要
	斑鳩東学童保育室	法隆寺南	232	昭和 63 年度	不要
	斑鳩学童保育室	法隆寺南	297	平成 14 年度	不要
		合計	39,924		

【2. 町民文化系施設】（17 施設）

分類	施設名	地区	延べ床 面積 (㎡)	竣工	耐震補強
集会 施設	斑鳩町中央公民館	龍田南	3,564	昭和 58 年度	不要
	斑鳩町西公民館	龍田西	431	平成元年度	不要
	斑鳩町東公民館	興留	420	昭和 62 年度	不要
	高安交流館	高安	119	平成 7 年度	不要
	ふれあい交流センターいきいきの里	法隆寺北	650	平成 11 年度	不要
	法隆寺五丁地区地域交流館	法隆寺東	402	平成 24 年度	不要
	西の山住宅集会所	龍田西	123	昭和 57 年度	不要
	紅葉ヶ丘集会所	神南	99	昭和 50 年度	未実施
	小林ハイツ集会所	龍田西	86	昭和 60 年度	不要
	白石畑集会所	法隆寺	85	昭和 58 年度	不要
	緑が丘集会所	龍田北	95	平成元年度	不要
	東里地区集会所	法隆寺北	314	平成 9 年度	不要
	三井地区集会所	三井	116	平成 12 年度	不要
	目安北団地集会所	目安北	70	平成 15 年度	不要
	高安睦集会所	法隆寺南	104	平成 15 年度	不要
	長田町会館	龍田	85	平成 6 年度	不要
文化施設	いかるがホール	興留	8,188	平成 9 年度	不要
		合計	14,951		

【3. 行政系施設】（12 施設）

分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工	耐震補強
庁舎等	庁舎	法隆寺西	5,698	昭和 61 年度	不要
消防施設	消防団第 3 分団詰所	興留	83	平成元年度	不要
	消防団第 1 分団詰所及び 消防コミュニティセンター	龍田南	257	平成 7 年度	不要
	消防団第 2 分団詰所	法隆寺	198	平成 13 年度	不要
環境施設	衛生処理場	幸前	715	昭和 56 年度	未実施
	鳩水園	神南	2,257	昭和 52 年度	実施済
	最終処分場	法隆寺	509	昭和 57 年度	不要
	ごみ積替え施設	法隆寺	490	平成 25 年度	不要
その他 行政系 施設	旧法隆寺駅前派出所	興留	69	平成 3 年度	不要
	法隆寺駅南北自由通路	興留	823	平成 18 年度	不要
	シルバーワークプラザ	小吉田	126	平成 20 年度	不要
	文化財収蔵庫	龍田南	386	昭和 43 年度	未実施
		合計	11,611		

【4. 町営住宅】（6 施設）

分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工	耐震補強
町営 住宅	正隆寺団地	興留	172	昭和 29 年度	未実施
	高塚団地	龍田北	36	昭和 30 年度	未実施
	長田団地	龍田	3,882	平成 6 年度	不要
	興留東団地	興留東	1,735	昭和 32 年度	未実施
	追手団地 2	龍田南	1,385	平成元年度	不要
	目安北団地	目安北	1,531	平成 15 年度	不要
		合計	8,741		

【5. 子育て支援施設】（5施設）

分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工	耐震補強
幼稚園・ 保育所	斑鳩幼稚園	法隆寺南	1,004	昭和48年度	不要
	斑鳩西幼稚園	神南	830	昭和53年度	不要
	斑鳩東幼稚園	興留東	669	昭和56年度	新耐震
	たつた保育園	龍田	951	昭和63年度	新耐震
	あわ保育園	阿波	1,467	平成元年度	新耐震
		合計	4,921		

【6. 保健・福祉施設】（3施設）

分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工	耐震補強
高齢福祉 施設	西老人憩の家	神南	275	昭和55年度	不要
	東老人憩の家	幸前	342	昭和57年度	不要
その他の 保健・福祉 施設	生き生きプラザ斑鳩	小吉田	4,094	平成20年度	不要
		合計	4,711		

【7. スポーツ系施設】（2施設）

分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工	耐震補強
屋内施設	すこやか斑鳩・ スポーツセンター	龍田南	4,133	昭和62年度	不要
屋外施設	町民プール	神南	324	昭和53年度	実施済
		合計	4,457		

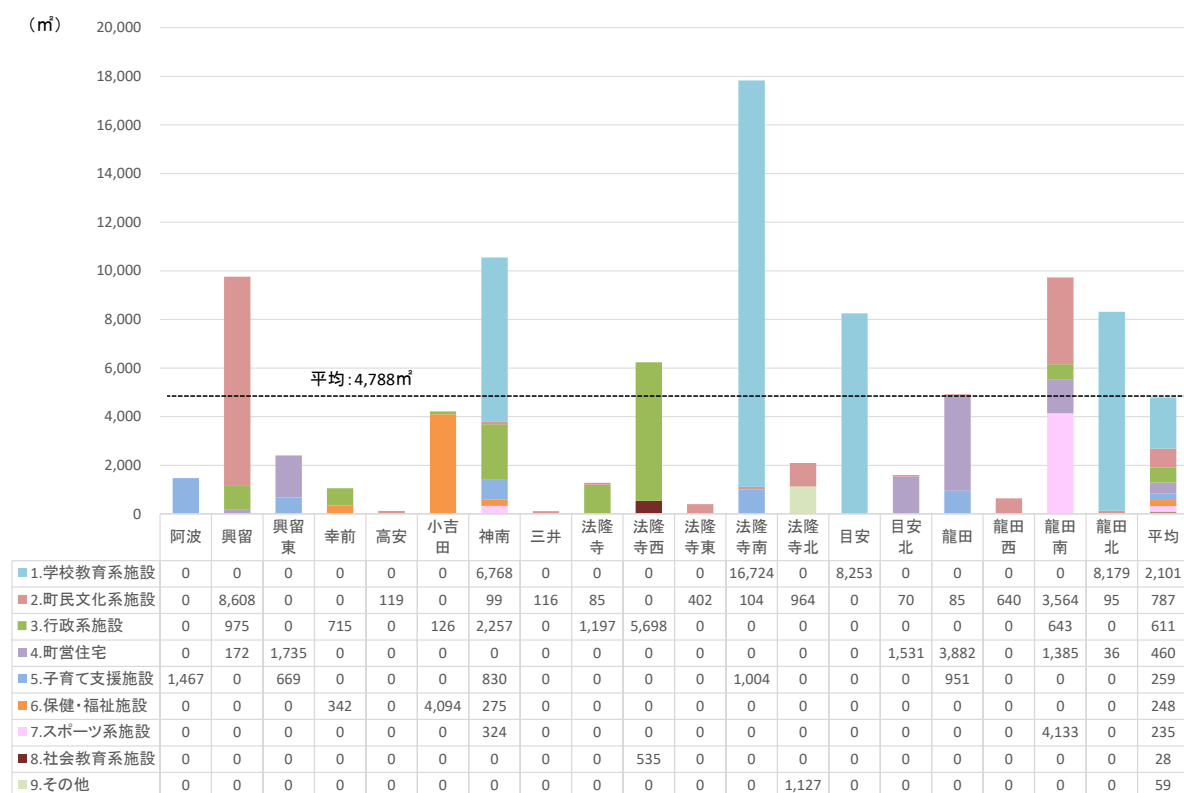
【8. 社会教育系施設】（1施設）

分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工	耐震補強
博物館等	斑鳩文化財センター	法隆寺西	535	平成21年度	不要
		合計	535		

【9. その他】（1施設）

分類	施設名	地区	延べ床面積 (㎡)	竣工	耐震補強

【地区別の公共施設の面積】



本町の施設の保有状況を地区別に示すと上記のとおりです。

地区別の公共施設等保有面積を見てみると、学校教育系施設、町民文化系施設や行政系施設が多く位置する地区が、各地区平均より公共施設面積が多くなっています。

地区ごとの特性もありますが、一方では「地域偏在性」もあると言え、地理的条件や人口分布等をふまえて、地区ごとの公共施設のあり方を検討することが必要です。

（３）近年の大規模修繕、大規模工事の状況

近年（2015年度～2020年度までの６年間）、各施設において以下のような大規模修繕や大規模工事を実施しています。

【大規模修繕、大規模工事の状況（2015年度～2020年度）】

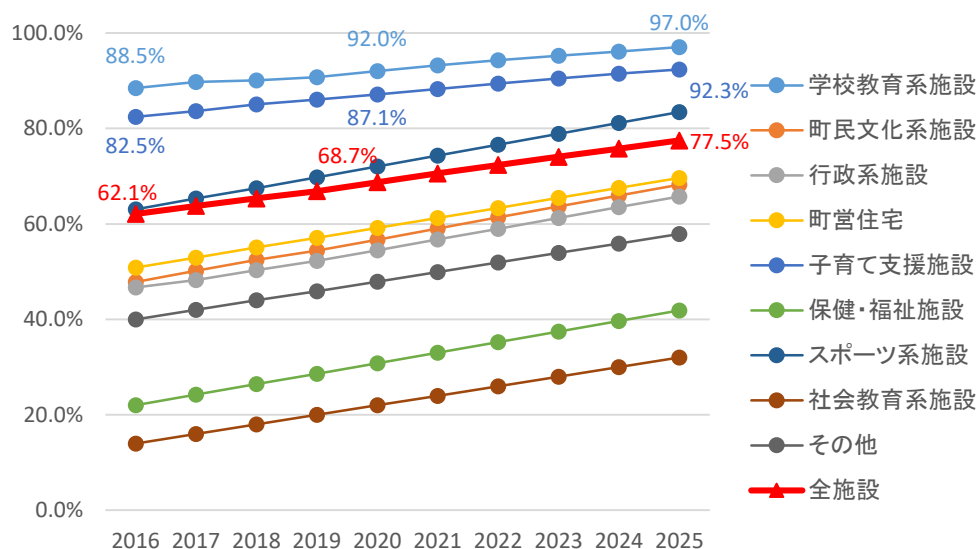
施設	主な工事内容
斑鳩小学校	耐震補強工事
斑鳩中学校	耐震補強工事
斑鳩町中央公民館	エレベーター改修、屋根瓦復旧
ふれあい交流センターいきいきの里	浴室漏水管修繕、浴槽配管洗浄、蓄熱ユニット整備作業など
いかるがホール	大ホール音響設備工事、空調設備更新など
庁舎	受変電設備更新、空調設備更新など
消防団第1分団詰所及び消防コミュニティセンター	塗装改修工事、事務棟シーリング
衛生処理場	事務棟屋根防水工事
鳩水園	機器設備補修、汚泥処理設備改修、耐震補強工事など
最終処分場	水処理設備取替
ごみ積替え施設	コンベアチェーン取替
追手団地2	屋根・外壁等改修工事
たつた保育園	受変電設備改修、給食室・園舎外壁修理など
あわ保育園	プール塗替、トイレ改修工事など
東老人憩の家	ボイラー更新
生き生きプラザ斑鳩	事務室改修工事
町民プール	耐震補強工事
火葬場	火葬施設補修、空調設備新設、火葬炉施設補修など

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

対象施設全ての有形固定資産減価償却率は、2020年時点で68.7%となっています。

竣工が古い施設の多い学校教育系施設や子育て支援系施設は有形固定資産減価償却率が特に高く、2020年時点で90%程度となっています。

【大分類別の有形固定資産減価償却率の推移】



(5) 公共施設の築年別の整備と耐震化の状況

①概要

本町では、高度経済成長期の昭和40年代・50年代には、都市化や人口増加にともない、学校教育系施設や子育て支援施設、町民文化系施設を整備してきました。現在では、これらの施設の多くは、建築後約30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

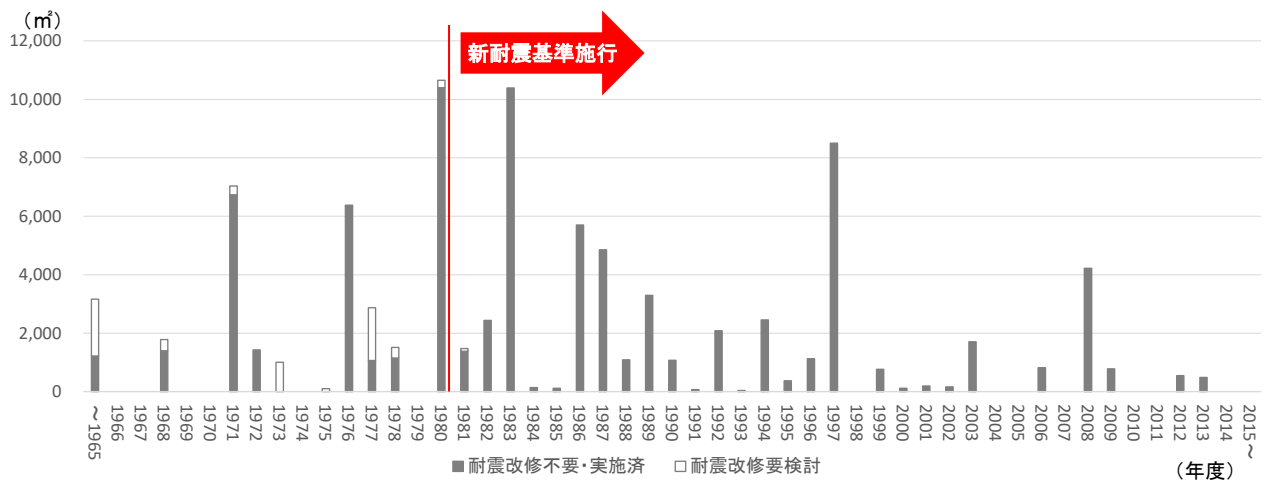
本町における公共施設の平均築年数は、延べ床面積単位で約35年となっており、施設を適時適切に修繕・改修した場合でも建物の耐用年数は60年²とされていることから、過去に整備した施設は、耐用年数の約58%程度が経過しています。

今日まで、町民ニーズの多種多様化にともなって多くの公共施設の整備をすすめてきましたが、今後は、次々と大規模改修や建替えといった更新時期を迎え、その費用は将来的に膨大になることが予想されます。

² 日本建築学会による耐用年数の標準（いわゆる「目標耐用年数」）

また、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による建物の耐用年数は50年（鉄筋コンクリート造の事務所の場合）とされています（いわゆる「法定耐用年数」）。

【築年別の整備と耐震化の状況】



竣工からの経過年数別に見ると、整備から30年以上を経過している施設が延べ床面積単位、棟数単位ともに約7割を占めており、この中でも特に整備から30～50年未満経過している施設が多くなっています。

今後30年でこれら全てが耐用年数（60年）を上回ることから、将来の施設更新の課題の顕在化が見込まれます。

【経過年数の状況】

経過年数	延べ床面積 (㎡)	構成比	棟数 (棟)	構成比
10 年未満	1,038	1.1%	4	3.2%
10 年以上 20 年未満	7,887	8.7%	12	9.8%
20 年以上 30 年未満	15,531	17.1%	20	16.3%
30 年以上 40 年未満	30,580	33.6%	38	30.9%
40 年以上 50 年未満	30,993	34.1%	38	30.9%
50 年以上 60 年未満	3,006	3.3%	3	2.4%
60 年以上	1,943	2.1%	8	6.5%
合計	90,978	100.0%	123	100.0%

②公共施設類型別の耐震化の状況

改修等による耐震化が未実施で、耐震性能が課題となる要検討施設は棟数単位で31棟、全体の25.2%、延べ床面積単位で6,285㎡、全体の6.9%となっており、これらについては耐震性能の確保をどのように図るかについても課題です。

また、耐震化の状況を類型別に見ると、延べ床面積単位では行政系施設、町営住宅、子育て支援施設などで耐震改修の実施検討が必要な施設の割合が高くなっている。

【公共施設類型別の耐震化の状況（棟数）】

	棟数（棟）			構成比（%）		
	耐震改修 不要・実施 済	耐震改修 要検討	合計	耐震改修 不要・実施 済	耐震改修 要検討	合計
1. 学校教育系施設	36	14	50	72.0%	28.0%	100.0%
2. 町民文化系施設	16	1	17	94.1%	5.9%	100.0%
3. 行政系施設	19	4	23	82.6%	17.4%	100.0%
4. 町営住宅	8	8	16	50.0%	50.0%	100.0%
5. 子育て支援施設	5	4	9	55.6%	44.4%	100.0%
6. 保健・福祉施設	3	0	3	100.0%	0.0%	100.0%
7. スポーツ系施設	2	0	2	100.0%	0.0%	100.0%
8. 社会教育系施設	2	0	2	100.0%	0.0%	100.0%
9. その他	1	0	1	100.0%	0.0%	100.0%
合計	92	31	123	74.8%	25.2%	100.0%

【公共施設類型別の耐震化の状況（延べ床面積）】

	延べ床面積（㎡）			構成比（%）		
	耐震改修 不要・実施 済	耐震改修 要検討	合計	耐震改修 不要・実施 済	耐震改修 要検討	合計
1. 学校教育系施設	38,878	1,046	39,924	97.4%	2.6%	100.0%
2. 町民文化系施設	14,850	100	14,950	99.3%	0.7%	100.0%
3. 行政系施設	9,418	2,192	11,610	81.1%	18.9%	100.0%
4. 町営住宅	6,798	1,943	8,741	77.8%	22.2%	100.0%
5. 子育て支援施設	3,918	1,004	4,922	79.6%	20.4%	100.0%
6. 保健・福祉施設	4,712	0	4,712	100.0%	0.0%	100.0%
7. スポーツ系施設	4,457	0	4,457	100.0%	0.0%	100.0%
8. 社会教育系施設	535	0	535	100.0%	0.0%	100.0%
9. その他	1,127	0	1,127	100.0%	0.0%	100.0%
合計	84,693	6,285	90,978	93.1%	6.9%	100.0%

(6) インフラの整備状況

①道路

これまでに本町が整備してきた町道（一般道路）の総量は、総面積641,980.9㎡、総延長139,829.6mです。

道路は15年ごとに舗装替えを行うことが一般的³であり、舗装替えは必要に応じてこれまでも実施していますが、今後も道路の舗装替えが必要になります。

【道路種別実延長・道路面積】

道路種別	路線数	実延長 (m)	改良済 延長 ⁴ (m)	改良率 (%)	道路面積 道路部 (㎡)
1級(幹線)町道	9	7,574.0	5,769.0	76.2	44,568.0
2級(幹線)町道	19	10,538.0	7906.0	75.0	58,581.0
その他の町道	658	121,717.6	37098.4	30.5	538,831.9
合計	686	139,829.6	50,773.4	36.3	641,980.9

(令和2年3月末時点)

³ 出所：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（財団法人自治総合センター、平成23年3月）

⁴ 「改良済延長」とは、道路の幅員、線形、勾配、視距離などが道路構造令の規格に合うように改良されたものをいいます。

②橋りょう

これまでに本町が整備してきた橋りょうは68橋、総面積3,706.76㎡、総延長632.5mです。これまで整備してきた橋りょうのうち、経過年数不明な橋りょうが約8割を占めています。経過年数が明らかな橋りょうのうち、30年以上経過している橋りょうもあります。

橋りょうの耐用年数を60年⁵とすると、今後、耐用年数が到来し、更新需要のピークを迎えることが想定されます。

【橋りょう経過年数別数・実延長・面積】

経過年数	橋りょう数	実延長 (m)	面積 (㎡)	構成比 (%)
10 年未満	1	2.9	28.71	0.8
10 年以上 20 年未満	3	12.0	109.20	2.9
20 年以上 30 年未満	4	148.0	1,099.61	29.7
30 年以上	6	173.1	850.24	22.9
経過年数不明	54	296.5	1,619.00	43.7
合計	68	632.5	3,706.76	100.0

(令和2年3月末時点)

③上水道

本町の水道事業は昭和32年(1957年)12月に給水を開始し、その後、昭和35年(1960年)から拡張事業などを経て、増加する水需要に対応してきました。

平成30年度(2018年度)末で、給水人口は28,319人、1日最大給水量は9,256m³/日、普及率(給水区域内人口に対する給水人口の割合)は100%となっています。

【上水道経過年数別延長】

経過年数	導水管(m)	送水管 (m)	配水管(m)	構成比 (%)
10 年未満	1,220	884	23,804	16.4
10 年以上 20 年未満	1040	0	37,345	25.7
20 年以上 30 年未満	1,135	2835	28,068	19.3
30 年以上 40 年未満	3,133	0	16,993	11.7
40 年以上 50 年未満	914	785	10,933	7.5
50 年以上	2321	0	28,202	19.4

⁵ 出所：前掲書。ただし、「道路橋の寿命推定に関する調査研究」(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成16年12月)によると、機能的陳腐化と物理的陳腐化を考慮した場合の橋りょうの耐用年数は、敷設年代により30年～100年と幅があります(1960年代に敷設した橋りょうの耐用年数は60年)。

合計	9,763	4,504	145,345	100.0
----	-------	-------	---------	-------

(令和2年3月末時点)

④下水道

公共下水道は、平成4年度から本格的に事業に着手し、平成17年（2005年）3月に供用開始されました。現在は、平成23年度（2011年度）からの公共下水道整備計画に基づき、事業をすすめています。

平成30年度（2018年度）末で、人口普及率は58.9%、接続率が68.7%となっています。

【下水道経過年数別延長】

経過年数	250mm 以下(m)	250mm 以上 (m)	構成比(%)
5 年未満	14,792	1,012	17.7
5 年以上 10 年未満	17,377	2,039	21.8
10 年以上 15 年未満	21,166	3,803	28.0
15 年以上 20 年未満	10,731	2400	14.7
20 年以上	15,074	741	17.8
合計	79,140	9,995	100

(令和2年3月末時点)

(7) 公共施設等に係る将来の更新費用試算

現状の公共施設等を全て保有し続ける場合に、公共施設等の更新費用が将来、本町の財政にどのような影響を及ぼすかを試算します。

試算は、ふるさと財団（一般財団法人 地域総合整備財団）が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」を用いています。

①前提条件

(ア) 公共施設

今後40年間、このまま全ての施設を保有し続けるとして試算を行います。

前提条件		
(算定方法)		
● 竣工年から 60 年後に建替えを行うとし、建替えまでの中間である 30 年後に大規模改修を行うとする。 ● 大規模改修及び建替えに要する費用は次の単価表に更新対象となる施設の面積を乗じた金額とする。		
【単価表】		(万円/㎡)
類型	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28

(イ) インフラ施設

今後40年間、現在敷設している道路及び橋りょうをそのまま維持し続けるとして試算を行います。

種別	前提条件
道路	(算定方法) ● 1年当たり更新費用＝敷設面積÷15年×4,700円/㎡
橋りょう	(算定方法) ● 耐用年数(60年)到来後に更新対象の橋りょうと同じ面積で更新するものとする。 ● 更新単価は、PC(プレキャストコンクリート)橋は425千円/㎡、銅橋は500千円/㎡とする。 ● 現在、構造が銅橋のものは銅橋で更新するが、その他の構造のものはPC橋で更新するのが一般的であるため、PC橋で更新するものとする。

②試算結果

このまま公共施設を全て保有し続ける場合、今後40年間で総額453.2億円、年平均11.3億円となります。これは現状で公共施設に充てている投資的経費の7.0億円(平成26年度～平成30年度までの5年平均)の約1.6倍の水準です。長寿命化を実施した場合※は、今後40年間で総額394.0億円、年平均9.9億円に削減することができます。

また、道路、橋りょうのインフラ施設は、今後40年間で総額91.6億円、年平均2.3億円となります。

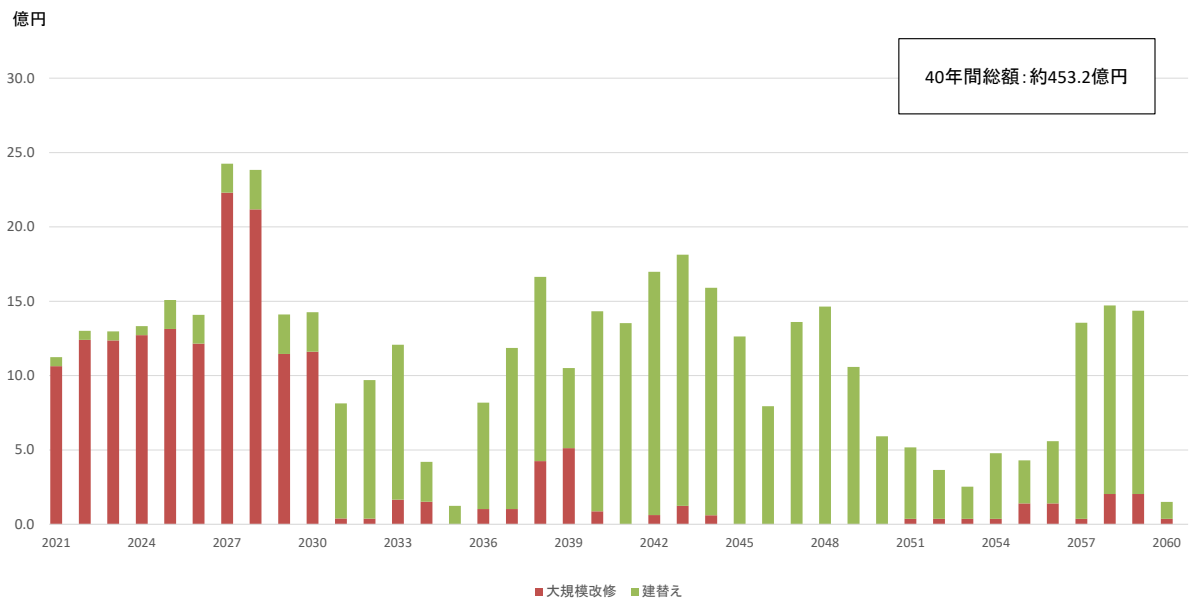
このように、公共施設及びインフラ施設の更新費用の試算結果として、将来の更新費用の見込みが現状の投資額の水準をかなり上回っていることが分かります。

現在は、各施設の老朽化などに応じて、適正な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図っていますが、今後は、既存の施設の大規模改修に多額の費用がかかるほか、耐用年数を迎えた施設の建替え需要を徐々に迎えます。

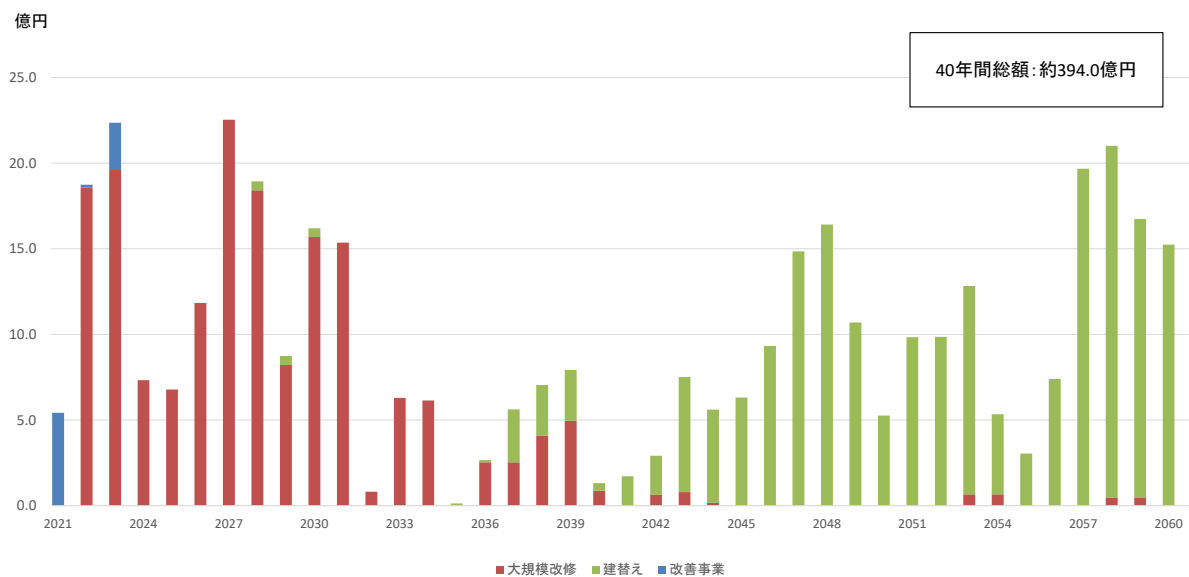
人口減少などにより、歳入減少が見込まれ、将来の公共施設の更新費用の財源確保がこれまで以上に困難になることが予想され、計画的かつ効率的な運営をすすめていくことが必要です。

※大規模改修とあわせて、長寿命化改修(施設の機能向上に寄与する工事)を実施することで、鉄筋コンクリート造の建築物で80年間、鉄骨造又はブロック造の建築物で70年間使用することと設定。長寿命化改修の費用は、大規模改修の単価に建替え単価の5%(設定値)を上乗せ、または現地調査結果、斑鳩町町営住宅長寿命化計画から設定。

【公共施設の今後40年間の更新費用試算結果】



【公共施設の今後40年間の更新費用試算結果（長寿命化した場合）】



第4章 本町の公共施設等を取り巻く課題

(1) 公共施設等の現状を踏まえた視点

ア 本町全体の公共施設等の保有量は、延べ床面積単位で「学校教育系施設（43.9%）」と「町民文化系施設（16.4%）」と「行政系施設（12.8%）」を合わせて、全体の約73%を占めています。

イ 本町の公共施設は、整備から30年以上経過しているものが、延べ床面積単位で全体の約7割を占めています。耐震性が課題となっているのは、棟数単位で31棟、全体の25.2%、延べ床面積単位で6,285㎡、全体の6.9%となっています（「学校教育系施設」、「子育て支援施設」などの耐震化は図られています）。今後は、築年数と耐震性の面から、施設の複合化を図るなどの施設機能の充実を図る必要があることから、財政的な負担が懸念されます。

(2) 人口推移を踏まえた視点

ア 本町の人口は、平成12年（2000年）をピークに減少傾向にあり、令和2年（2020年）（推計値）と比べると約7.1%の減少となっています。

イ 本町の将来人口は、目標値である戦略人口を見ると、社人研推計で令和12年（2030年）に24,276人まで減少するとされているに対して、様々な施策の実施により人口減少に歯止めをかけることで、24,800人まで減少を抑えることを目指しています。また、今後も15歳未満の人口、生産年齢人口（15～65歳）が減少する一方で、65歳以上の人口が増加することが予想され、「公共施設に対するニーズの変化」、「税収の減少」、「義務的経費の増大」をもたらし、今後の公共施設のあり方に大きな影響を及ぼす事項となっています。

(3) 財政状況を踏まえた視点

ア 歳入面では、地方交付税等の依存財源が増加傾向です。

町税等の自主財源以外の割合は、令和元年度（2019年度）で約53%を占めており、高いと言えます。

イ 歳出面は、扶助費と物件費が増加傾向にあり、人件費等は減少傾向にあります。

※今後は、人口減少と少子高齢化の進展により、町民税の収入の減少、扶助費などの義務的経費の増加が見込まれ、限られた予算の中で、財源を確保していくために、公共施設やインフラ施設の更新のすすめ方を検討する必要があります。

第5章 公共施設等の管理に関する基本原則

本町の公共施設等を取り巻く課題を乗り越え、安心安全な町民サービスを持続可能なものとして提供するために、公共施設等の管理に関して次の基本原則を定めます。

【公共施設の管理に関する基本原則】

① 施設総量の縮減

人口減少に応じて発生する公共施設の余剰スペースなどの有効活用を図ること、さらには減築、集約、複合化、廃止等による施設の圧縮と再編をすすめ、新規整備を抑制し、施設保有量の抑制を図ります。

② 財政的負担の軽減

老朽化する公共施設の長寿命化や維持管理の効率化、更新の優先度の設定、施設運営の見直しをすすめ、コスト縮減、平準化を図ります。

③ 効率的、効果的な施設運営

機能の維持、向上を図りながら、管理運営にかかるコストの縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、最適化をめざします。

【インフラ施設の管理に関する基本原則】

① 長寿命化とライフサイクルコストの縮減

予防保全型の維持管理を推進し、保全費用の平準化を図り、安全な整備を行います。

また、将来需要を予測し、既存インフラの機能を保持しつつ、管理運営方法の見直しを行い、長期的なコストを抑えます。

② 必要な機能の確保

中長期的な視点でコスト縮減を図りつつ、安全、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、防災などの多様化しているニーズに対し、必要な機能を確保します。

③ 安心、安全に利用できるための適切な維持管理

インフラ施設の更新が効率的に行われているかをPDCAサイクルにより継続的に管理するとともに、定期的に取り組みの見直しを行います。

第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に関する基本原則を着実に実行するために、公共施設、インフラ施設の管理に関する基本的な8つの方針を定めました。

1. 点検、診断等の実施方針

- ・対処療法的な事後保全ではなく、計画的な予防保全の観点から点検、診断するための方法等を整理し、施設の状況を適時適切に把握します。
- ・日常的、定期的に点検、診断した結果はデータベース化し、今後のメンテナンスに活用していくことにより、効率的、効果的なマネジメントとPDCAサイクルの実現を図ります。

2. 維持管理、修繕、更新等の実施方針

- ・点検、診断結果に基づいて効率的、効果的な維持管理方法の検討や新しい考え方などを積極的に取り入れ、劣化箇所の検出、修繕などを行うことにより、長期的な視点で維持管理コストの平準化を図ります。
- ・経年による劣化状況、外的負荷による性能低下状況および管理状況を把握し、予防保全的かつ長期的な観点から維持管理等を行います。
- ・インフラ施設については、必要なインフラの規模等を検討したうえで、個別に長寿命化や投資、経営戦略を勘案し、最適化を図ります。

3. 安全確保の実施方針

- ・施設等の劣化状況を把握するとともに、災害等に備え安全性を確保するために、費用面、利用状況、優先度などをふまえて、修繕、更新、撤去などをすすめていきます。
- ・点検、診断等により、高度な危険性が認められた公共施設等について、ハード面、ソフト面から安全を確保します。
- ・今後維持していくことが困難な施設については、安全確保の観点から早期の廃止などの措置を適切に図ります。

4. 耐震化の実施方針

- ・耐震性が確保されていない旧耐震基準の公共施設は、利用状況や費用面を考慮して、耐震補強など適切な管理を図ります。
- ・インフラ施設については、地震発生時などにおいてライフラインを提供できるよう、道路・橋りょう・上下水道のそれぞれの分野において、老朽化の進行状況や耐震性の有無を把握し、適正な更新等をすすめていきます。

5. 長寿命化の実施方針

- ・大規模改修がされてはいないが、今後も保持する公共施設については、利用状況や費用面を考慮しつつ、大規模改修を実施し、長寿命化を推進することで長期的な視点で更新コストの削減を図ります。
- ・公共施設の耐用年数到来年度を把握し、他施設と複合化するなど、長寿命化を実施します。
- ・「橋りょう長寿命化修繕計画」、「町営住宅長寿命化計画」などの方向性や方針と整合性を図り、各計画の内容をふまえて、長寿命化をすすめていきます。

6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、斑鳩町バリアフリー基本構想等に則り、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

7. 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口減少などを勘案すると、財政負担の観点から全ての公共施設を維持更新することは、困難であることが予想されるため、公共施設総量の削減を図ります。
- ・客観的な視点で施設を評価するために、施設評価の検討手法や評価基準などの基本的な考え方を示し、公共施設の集約、廃止、複合化などの最適化、再編を検討します。
- ・今後の公共施設の整備については、必要な機能とライフサイクルコストの最小化を意識し、民間へ代替できないかなど十分な検討をしたうえですすめていきます。
- ・インフラ施設については、今後の利用状況をふまえた中で、適正な総量を的確に把握し、整備をすすめていきます。

8. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・本計画を着実に推進していくために、公共施設等を所管する部署が個別施設計画や長寿命化を立案するなど、必要に応じて横断的な調整を図ります。
- ・民間のノウハウを取り入れた公共施設の運営に関する事例研究を行うなど、新たな公共施設のあり方について検討し、より一層の効率的、効果的な管理をすすめていきます。

9. 脱炭素化の推進方針

- ・脱炭素社会実現のため、公共施設におけるLED照明灯等の省エネ設備の導入の検討、省エネにつながる遮熱製品・断熱材の利用検討、太陽光等の再生可能エネルギー設備の導入等、公共建築物における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

第7章 P D C Aサイクルの実施方針

- ・本計画を着実にすすめていくために、P D C Aサイクルをすすめるとともに、点検、修繕、建替などが行われた際、その情報をデータベースに反映し、今後の重要な情報として管理します。
- ・計画の進捗状況や社会環境の変化などに的確に対応するため、適宜改定、見直しを行います。

改訂履歴

平成29年3月 斑鳩町公共施設等総合管理計画 策定

令和3年3月 改訂（総合管理計画の見直し）

令和5年4月 一部改訂（「脱炭素化の推進方針」について追記）